

議第 2 号議案

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 9 月 18 日

提出者	桐生市議会議員	園	田	基	博	
賛成者	桐生市議会議員	久	保	田	裕	一
	同	福	島	賢	一	
	同	丹	羽	孝	志	
	同	周	藤	雅	彦	
	同	関	口	直	久	
	同	飯	島	英	規	
	同	歌	代	公	司	

桐生市議会議長 人 見 武 男 様

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。子どもたちが健康の増進や栄養バランスの取れた食習慣、食文化の継承や自然の恵みを理解するための食の教育が学校給食であり、子どもたちの健全な食生活の確立と健やかな成長を保障するため、学校給食の役割は重要である。

また、物価高騰が家計に深刻な影響を与えている状況の中で、学校給食費の無償化は、学校給食の持つ教育的効果のほかに、子どもの貧困への対応、子育て世帯への経済的支援という観点からも重要な役割を果たすものである。

現在、学校給食費無償化の動きが全国的に広まってきているが、財政状況により無償化が困難な自治体も多く、居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題が生じている。また、給食費の無償化が人口減対策の一つとならざるを得ない状況の中、自治体によっては、給食費無償化にかかる財政負担が、他の施策に影響を及ぼしかねない状況も懸念される。

日本国憲法第26条第2項では「義務教育は、これを無償とする」と定め、また、教育基本法第5条第4項においては「義務教育について、授業料を徴収しない」こととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。学校給食の果たす役割の重要性を総合的に考えあわせれば、学校給食も自治体の財政力に左右されず、無償で実施されることが望まれる。

よって、国に対し、学校給食費の無償化を早期に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

桐生市議会議長 人 見 武 男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画担当)

子ども家庭庁長官 あて